

「第4期酒田市地域福祉計画」 策定にあたって

「地域福祉」

地域に住むすべての人が、住み慣れた家庭や地域の中で、自分らしく安心した生活を送ることができるように、同じ地域に暮らす仲間として、地域全体で支え合っていく関係をつくること、住み良いまちをつくりあげる取り組みです。

1. これまでの取り組み

■第1期計画（平成19年度～平成22年度）

「地域福祉」への相互理解、気運の醸成、交流拠点づくり、ボランティア・NPO活動の推進を重点項目としました。市民・事業所・関係機関、行政等が連携して実施し、これら事業は着実に地域に根差しました。市役所福祉総合案内の設置、安心生活創造事業による高齢者等への見守り活動の実施、災害時要援護者避難支援台帳の整備、高齢者の活性化による元気な地域づくりのための老連大学事業、地域ぐるみで子育てを支援する地域子育て応援事業などの新たな事業に取り組みました。

■第2期計画（平成23年度～平成27年度）

コミュニティ振興会を中核とした地域福祉活動の推進、高齢者が安心して生活するための見守り体制の充実、市における福祉相談体制及び孤立する高齢者等の援助体制の強化、新たな課題（交通弱者、買い物弱者、除雪弱者等）に対する支援、災害時の要援護者の支援体制づくりを重点的に取り組みました。地域支え合い活動推進事業（琢成地区のよろずや琢成、日向地区の除雪ボランティア・防災マップづくり等）、居場所づくり事業（地域高齢者支え合い事業）、救急安心カード整備事業など新たに実施しました。

■第3期計画（平成28年度～）

「つながりを大切にし 共に支え合うまち」「安全で安心して暮らせるまち」「地域福祉サービスの充実したまち」「世代をこえて ひと ところを育てるまち」の4つの基本目標を定め、具体的な事業に取り組みました。市内社会福祉法人の連携・協働によるふくし出前講座・福祉共育出前講座の実施、障がい者差別支援地域協議会の設置及び条例の制定、全ての子ども及び妊産婦、その家族の福祉等に関する相談支援を実施する子ども・家庭総合支援室の設置などを行いました。

2. 国等の動き

■国では平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるほか、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が開催されました。その後、平成29年2月厚生労働省より「**地域共生社会**」の実現に向けた改革工程が示されました。

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会孤立、老老介護、閉じこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題など）

■平成30年4月に社会福祉法が改正され、「第107条（市町村地域福祉計画）」の記載内容に新たに2点加わりました。関連計画の上位計画として位置づけられ、また、策定にあたっての「ガイドライン」が示されました。

（市町村地域福祉計画）

第107条市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項（包括的な支援体制整備）

3. 計画の位置づけ

■地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同条に揚げられた5つの事項を一体的に定め、本市の地域福祉を推進する計画です。

■成年後見制度利用推進計画の位置づけ

本計画に成年後見制度の利用促進に関する施策について盛り込み、成年後見制度促進法に基づき策定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

■再犯防止計画の位置づけ

本計画に再犯の防止等の推進に関する施策について盛り込み、再犯防止推進法に基づき策定される「地方再犯防止推進計画」と位置付けます。

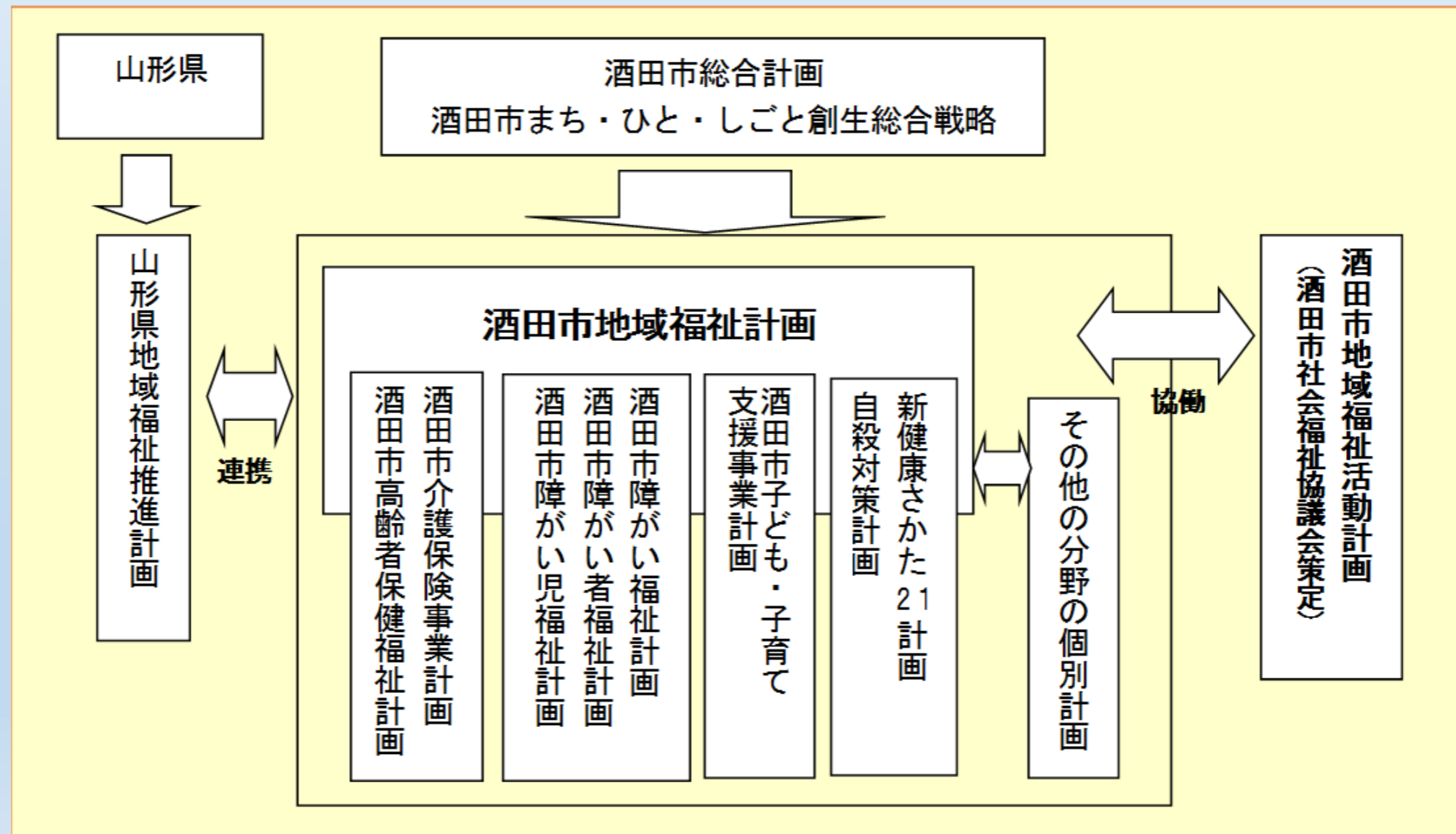
4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

5. 関連する計画との関係

本計画は、「酒田市総合計画」を踏まえ、関連する計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。その他の分野の地域福祉に必要な考え方、方向性を総合化し、地域の福祉力を推進します。

なお、市社協が策定する「第4期酒田市地域福祉活動計画」は、住民主体で実施する活動・行動計画として位置づけられ、一体的に地域福祉の充実をはかります。



6. 計画の策定体制

■ 庁内体制

地域福祉に関連する関係部課等で構成するワーキンググループや関係部課長会議を実施し、現状の分析や課題の整理を行い、本計画の原案を作成します。

■ 地域住民等の意見

本計画の策定にあたり、地域の方々の意見を計画に反映します。

- ・ 地域福祉に関するアンケートの実施
- ・ 学区・地区社協での意見聴取会の開催
- ・ 「酒田市地域福祉計画策定に関する懇話会」の開催
- ・ パブリックコメントの実施

■ 酒田市社会福祉協議会との連携

地域福祉計画と地域福祉活動計画は「車の両輪の関係」にあり、事務局会議を実施し、両計画の検討を行います。アンケート、意見聴取会、懇話会は共同で行い、計画書は一冊にまとめます。

7. 計画の推進体制

本計画の進行管理は、各計画の進行管理とあわせて行うものとし、計画期間中、社会情勢の変化や制度改革などを踏まえ、必要に応じて計画の評価・点検を行います。

また、本計画の推進に向け、庁内関係部課や関係機関、地域住民と問題意識を共有し、連携を図りながら取り組みます。

8. 計画策定スケジュール

令和2年8月	アンケート調査の実施
10月～	アンケート集計、分析
令和3年3～7月	学区・地区社協での意見聴取会
7月	第1回地域福祉計画策定に関する懇話会の開催
7～8月	関係団体の意見聴取（再犯防止、成年後見制度）
9月	第2回地域福祉計画策定に関する懇話会の開催
12月	議会への原案説明、意見交換
令和4年1月	第3回地域福祉計画策定に関する懇話会の開催
2月	パブリックコメント

【関係団体】

- ・ 地方再犯防止推進計画

(酒田飽海地区保護司会、酒田飽海更生保護女性会、酒田飽海地区BBS会、酒田飽海地区協力事業主会)

- ・ 成年後見制度利用促進基本計画

(地域包括支援センター、指定相談支援事業所及び成年後見人等受任団体)

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価 やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公共サービスの連携による公私協働の実現

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

五 前条第一項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる
ことができる環境整備
- ・ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
 - ・ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
 - ・ 地域住民等に対する研修の実施
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・ 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備、周知
 - ・ 地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
 - ・ 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
- ウ 多機能の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
- ・ 支援関係機関によるチーム支援
 - ・ 協働の中核を担う機能
 - ・ 支援に関する協議及び検討の場
 - ・ 支援を必要とする者の早期把握
 - ・ 地域住民等との連携

※【参考】第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

計画の策定体制

